

令和 7 年度第 3 回

立川市国民健康保険運営協議会議事録

令和 7 年 1 月 27 日 (木)

立川市保健医療部保険年金課

令和7年度第3回立川市国民健康保険運営協議会議事録

日 時 令和7年11月27日（木） 午後1時30分～午後3時00分

場 所 立川市役所 本庁舎 101会議室

出席委員 被保険者代表（5名）

小迫 雅信 西村 徳雄 宮本 郁子 宮本 直樹
森 比呂志

保険医及び保険薬剤師代表（4名）

多森 芳樹 平田 俊吉 久保 賢仁 石原 一生

公益代表（4名）

浅川 修一 若木 早苗 木村 辰幸 黒川 重夫

被用者保険等保険者代表（2名）

大塚 智廣 増島 武

出席説明員 副市長 近藤 忠信
保健医療部長 渡貫 泰央
保険年金課長 根岸 竹明
財政課長 徳丸 祐豪
健康推進課長 佐藤 良博
収納課長 薬袋 正人
保険年金課業務係長 小安 裕史
保険年金課医療給付係長 熊谷 由希雄
保険年金課賦課係長 高橋 定洋
書記 保険年金課業務係 加藤 亜美

次 第

- 1 立川市国民健康保険の財政健全化及び保険料について（諮問）
- 2 その他

資 料

- 資料1 立川市国民健康保険の現状
- 資料2 特別会計への繰出金の現状
- 資料3 前年度答申（財政健全化計画）
- 資料4 保険料水準統一に関する動向
- 資料5 子ども子育て支援金制度について
- 資料6 令和7年度税制改正に係る影響
- 資料7 全国の消費者物価指数の推移比較（R5、R6、R7）
- 資料8 名目・実質賃金前年同月増減率の推移（R7）
- 資料9 消費支出対前年同月実質増減率の推移（R7）
- 資料10 東京の企業倒産件数の推移比較（R5～R7）
- 資料11 保険料改定前後 所得階層別保険料額比較
- 資料12 不能欠損の状況等
- 立川市国民健康保険の財政健全化及び保険料について（諮問）

令和 7 年度第 3 回立川市国民健康保険運営協議会

令和 7 年 1 月 27 日

【保険年金課長】 定刻となったので、国民健康保険運営協議会を始める。

【会長】 これより令和 7 年度第 3 回立川市国民健康保険運営協議会を開催する。
会議の成立要件の確認について事務局より説明をお願いする。

【業務係長】 (会議成立の確認)

【会長】 会議録署名委員の選任を行う。(会議録署名委員の指名)
次に、資料の確認をお願いする。

【業務係長】 (資料を確認)

【会長】 本日は、立川市国民健康保険の財政健全化及び保険料について、市長より諮問がある。

【市長】 立川市国民健康保険の財政健全化計画及び保険料について (諮問)。

【会長】 市長は、他の公務があるのでここで退席する。
(市長退席)

【会長】 市長より諮問を受けた。
答申については、来年の 1 月 14 日に行いたいと思うので、皆様の御協力をお願いする。
諮問の写しは、ただいまお手元に配付されたとおりである。
それでは、事務局より資料 1 から資料 6 まで説明をしていただいた後に質疑応答を行い、
次に、残りの資料 7 から資料 12 の説明の後に、再度、質疑応答。その後、諮問事項に対

する審議を行いたいと思うが、よろしいか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 それでは、事務局より資料1から資料6までの説明をお願いする。

【保険年金課長】 これから保険料について御検討いただくが、今年度はいろいろな外部要因の問題を抱えていることもあり、その部分も含めて、資料1から資料6の中で御説明をさせていただく。

まず、資料1。立川市国民健康保険の現状という資料の下段のグラフの左側が1人当たりの医療費の推移。立川市の国民健康保険加入者の1人当たりの医療費が、令和2年度の新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に減少し、その後は年々上昇を続けており、令和6年度の医療費の額は、1人当たり37万8,745円という形になっている。

一方、それらの医療費などを賄うための保険料は、資料左下のグラフで、平成31年度までは、ほぼ毎年保険料の改定を行っていたのだが、令和2年度からの5年間は、感染症の拡大や歴史的な物価高騰により、市中経済や市民生活への深刻な影響を鑑み、平成31年度の水準に保険料を据え置いてきた。

こうした結果、国保会計の赤字部分、法定外の繰入金が、資料右下のグラフの法定外繰入金推移で、平成31年度から令和5年度までの間にその差が、約9億5,000万円と大幅に増加してきた。

これを受け、令和6年度の答申で、財政健全化計画の見直しを図った。令和7年度は保険料の増額改定を行い、法定外繰入金も縮小する見込みとなっている。

本日、差し替えの資料で、追記した箇所は上から2項目の納付金の推移で、東京都から仮算定という形で納付金額の予定額が示された。令和8年度からは、子ども・子育て支援金分という新たに納付金を別枠で徴収するような形の制度設計になっており、この影響は、記載のとおり1億1,200万円程になるのだが、これまでの医療、後期、介護の3項目の中での納付金額の差分としても、1億2,826万2,000円、今回は納付金が増額になる見込みであり、全体で2億4,000万円程、納付金ベースで市が納めなきやいけない金額として、またかかってきてしまうというところになっている。

続いて、資料2。特別会計への繰出金の現状。左下の一般会計の各会計繰出金の総額は、

令和6年度は決算額で約97億円。一般会計の経常一般財源の推移は、やや右肩上がりとはなってはいるが、その中で国保への繰出金を約23億円と、繰出金全体の約23.7%を占めているという状況になっている。

次に、右下の折れ線グラフが、国保事業会計の繰出金経常一般財源に対する割合の推移で、国保事業は、法定の繰出金を含めた繰出金全体の経常一般財源に対する割合として、令和3年度以降増加傾向にあり、令和5年度は5.3%という数字になっていたが、令和6年度は法定外繰出金の割合も若干減となっており、4.73%となっている。

資料3は昨年度の答申の写しで、答申事項の（2）の財政健全計画が、今後、令和21年度までの引上げに該当する赤字幅をどれくらい埋めていかなければいけないかというところの数値になる。令和8年度以降は、段階的に9,714万9,000円の赤字額を解消していくという目標になっており、今回の審議の中では、この数字を念頭に御議論いただくというところで考えている。また、右側の主な意見は、昨年度どういった意見があったかというところを記載している。

資料4は、国や都の保険料水準統一に向けた動向で、国は、平成30年度に国保の都道府県化以降、各都道府県単位で国保保険料の水準の統一を目指しており、同じ所得・世帯構成であれば同じ保険料となる完全統一への移行について、令和15年度までの移行を目指しつつ、遅くとも令和18年度の保険料算定までの移行を目標とし、完全統一を目指している。これは国の「保険料水準統一加速化プラン」の中で記載がある。直近で、もっと早めるべきだというような国の審議会での動きもあるが、正式な方向性として出されているのは、令和18年度を目途にという形である。

これに合わせて都の運営方針は、現状、令和12年度までに納付金ベースの統一を目指しつつ、国のプランに合わせて令和8年度に、運営方針の中間見直しを行い、完全統一の目標年次を定める予定でいる。現状、東京都も運営方針の中で最終的な保険料水準の統一を掲げてはいるが、目標年次についてはまだ明確に示していないので、ここについては令和8年度の中で、具体的に国が示している令和18年度を目標にするのかどうかというところが出されてくると考えている。

令和7年度の保険料の比較を参考に下に記載している。令和7年度の立川市は、一番左で、隣は標準的に赤字がない額で、現状のこの計算方式が示す立川市の保険料はどれぐらいかというところを記載している。

一番右側が、令和18年度を目標としている都統一の保険料水準で、一番左と一番右で、大分まだ差があるというような状況になっている。

資料5は、国の資料をそのまま持ってきており、子ども・子育て分として賦課したお金がどれぐらい何に使われるのかというのが、1ページのこども未来戦略としてどういったものを拡充していくかというものになる。もう既に児童手当は令和6年10月から拡充をしていて、立川市でも全ての子ども・子育て世帯の支援の拡充ということで、こども誰でも通園制度、こういったところも法整備に向けて動き出している。何に使うかということの参考として御確認いただければと思う。

納付金を算定するに当たって、もともとこども家庭庁がどれぐらいの保険料を納めていただくかというところで考えていたのが、9ページになる。子ども・子育て支援金は、国保だけではなく協会けんぽ、共済組合、後期高齢のほうでも一定の金額を見込んで保険料として徴収していくという形になっている。

国保の場合、250円程度という形になっているが、今回納付金を算定する上ではもう少し多いという印象である。重要なことは、令和8年度から令和10年度に向けて段階的に上げていく形になっており、令和8年度だけで終わりではなくて、少しづつ保険料自体も上がっていくという状況である。

この子ども・子育て支援金の保険料は、18歳未満のお子さんに対してはかからず、その部分については、18歳以上のところの均等割部分として上乗せされているような計算方式になっている。

資料6は、令和7年度の税制改正に影響する部分の資料である。去年の税制改正のところでは、給与所得控除が55万円から65万円へ10万円アップしている。

そうすると、給与所得自体は所得割を計算するときに影響を受けてくるが、差分の10万円がベースとして下がり、税制改正の影響で令和8年度の所得の計算では、減が生じる見込みである。国保の保険料で計算すると、約5,000万円保険料収入の減が見込まれる。

一方で、後ほど、名目賃金や実質賃金の資料があるが、皆さんのが所得自体は若干上がってきてはいるので、少し相殺される可能性はあるが、昨年度の答申の中で9,700万円という数字をお示ししていたが、それに合わせて5,000万円の開きが出てきてしまうことが危惧される。

【会長】 資料1から資料6の範囲で、何か質問はあるか。

【A委員】 資料1、1人当たり医療費推移で、令和2年度が低いというのはコロナの影響と言ったが、コロナの影響があったら、増えそうと感じるのだが。

【会長】 事務局、お願いする。

【保険年金課長】 コロナ禍では、医療にかかりたがらなかったというのがあり、実際にコロナにかかってしまった人の医療費というのは、上がったとは思うが、皆さん医療控えという形で控えたため、医療費自身は下がったという状況である。

【A委員】 分かりました。

【会長】 ほかはいかがか。

【B委員】 資料1のところで、年度末時点での国保の人数の推移のデータを追加していただきたい。また、資料2の一番右下のグラフについて、上のはうが全体の数値で、下は法定外の数値でよいか確認したい。それから資料5の12ページの一番下で、システムが市町村によって違う形になっているが、立川市の場合はどちらのシステムを使っているのか。それと17ページの二、三、四というのは、都の中で実際に使われている方式がここに示されているか。

【会長】 4点質問があったが、まず資料1について、保険者数、あるいは世帯数、国保の規模を追加していただきたいということで、事務局よろしいか。

【保険年金課長】 はい。

【会長】 資料2について、右下の折れ線グラフで、上の折れ線が国保会計の繰出金の全体で、下が法定外繰出金のみということかという質問について、事務局お願いする。

【保険年金課長】 そうである。

【会長】 それから資料5の12ページのシステムの改修について、立川市は標準なのか標準以外なのかという質問だが、事務局よろしいか。

【保険年金課長】 標準システムである。子ども・子育て分の改修は、令和7年度中に終わる形で進んでいる。

【会長】 B委員、よろしいか。最後の質問4について、もう1回質問をお願いしたい。

【B委員】 立川市については二方式だと思うが、都の中で二、三、四が現実にあるということか。

【会長】 資料5の17ページの子ども・子育て支援金賦課について、保険料の算定方式がどの方式かということでよろしいか。

【B委員】 はい。

【会長】 事務局、お願いする。

【保険年金課長】 全国で見ると二方式、三方式、四方式、いろいろある。東京都の中でも一部で三方式を使っているところがあるが、子ども・子育て分については、東京都が考え方をまとめており、二方式でいくという考え方で統一している。後ほど説明する保険料率の算定の中でも二方式を使って計算している。

【会長】 よろしいか。ほかに質問はあるか。

【H委員】 子ども・子育て支援金制度について、財政健全化で想定してこなかったことなので、国が法律を変えたからということになるのかもしれないが、国のはうから、軽

減、緩和をしていくというようなことで何か示されていることはないのか。

もう一つ、税制改正で、所得控除が上がった説明で、その影響がはつきりしないということだったが、いつはつきりするのか。

【会長】 1点目で、子ども・子育て支援金が保険料上乗せという形だが、国のはうから何か軽減措置か何かの話があるかどうかということで、事務局お願ひする。

【保険年金課長】 今までどおり所得に応じて、7割・5割・2割の軽減自体が導入される予定というところは示されているが、それ以外の軽減があるのかというところは特に示されてはいないので、一般的な国保制度の中での軽減措置だけがあるという状況である。

【会長】 次に、税制改正の影響と、所得の増の影響が相殺されるような話があったが、その見通しがいつかということで、いかがか。

【保険年金課長】 税制改正による減収分については、国のはうで何かしらの補填をするのかどうかというところも何も今示されてはいない状況で、具体的に額が確定するのは、所得が決まってこないと分からない。そこを無理やり赤字幅に全部盛り込むのかどうかというのは、多分この中でも意見はいろいろあると思っている。額が確定するかどうかというのは、何とも言えない状況である。

【会長】 よろしいか。続いて事務局より資料7から12までの説明をお願いする。

【保険年金課長】 資料7で、1か所、全国の消費者物価指数の推移比較で空欄になっているところがあるが、10月分がつい先日出され、112.8である。全国、東京都も同じだが、区部の各年度の消費者物価指数を、2020年をベースの100とした場合で示した表で、令和5年度、6年度、7年度と段階的に、物価が年々上昇し続けてきている。

資料の8は、実質賃金を前年度の同月と比較して増減率を算出し、月ごとにその推移を見ていった資料である。実質賃金は、一番上の表の一番下のところだが、名目賃金を物価変動の影響を考慮して調整したもので、名目賃金を消費者物価指数で割ることで算出され

る。その推移を見ると、名目賃金の伸びが物価指数に追いつかずマイナス傾向で、若干縮まりつつあるものの、マイナスが続いているという状況である。

資料の9は、消費支出を前年度と比較し月ごとにその推移を見ていった資料である。消費支出の定義だが、個人や家族が生活を維持するために行う支出となっており、おおむね対前年度比プラスの傾向である。5月の大きなプラス要因は、自動車購入と外国・国内のパック旅行費、ゴールデンウイークがあったところで、支出が伸びているようである。

資料10は、東京の企業の倒産件数を月ごとの推移で見ていった資料である。企業の倒産件数は毎年増加を続けており、令和7年度の件数は4月から10月までの7か月間で約1,061件と、前年の同時期と比べて若干の減とはなっているが、右の1月から12月の年の計を見ていただくと、若干増えている状況になっている。業種別で、運輸業、郵便業、宿泊業、飲食サービス業が倒産の中ではその要因として大きくなっている。

次に本題の資料の11。子ども・子育て支援金分という別の要素も入ってきており、昨年度の財政健全化計画の中では、そこは加味せず9,700万円という赤字を解消する目標として掲げている。

資料11の1、表題の下のところに、子ども・子育て支援金分の保険料は除くという形でアスタリスクに書いている。これを除いた意図は、段階的に3年間かけて引き上げていく子ども・子育て支援金分については、基本的には東京都が算出する標準の保険料率を採用してはどうかと考えている。そうすると、赤字が理論上は拡大しないというところになるので、ここについては一旦、今回の資料の11の1からは除いた形で考えていただこうと、この資料を作ったところである。

それを見ていただくと、この9,700万円というので改定率を計算すると、この見ていただいて比較のとおり、均等割の額では2,500円ぐらい全体的に年ベースで上げていく必要があり、所得割率についても0.25%という数値になると試算している。

ここから多分意見がいろいろあるかと思うが、賦課限度額についてである。賦課限度額が今、法定と6万円差が生じている。去年も3万円引き上げさせていただいていて、今後どういった形になるかというと、今日ちょうど午前中に国の審議会で限度額の改定案が示され、今年は1万円医療費分を上げると出ている。それが最終的に1万円になるかどうかは分からぬが、ただ現状、立川市が何もしないとなると7万円ほどの差が生じてしまうというような状況になるというところである。

この表で見ていただくと、一気に埋めるのはどうかという意見は多々あるのかなと思うが、一旦は5万円の引上げをここに記載している。引上げをしていかないと、ほとんどの赤字縮小の幅を、賦課限度額を超えていない方々で埋める形になり、世帯収入が900万円未満の方々の中で赤字を解消していく議論に注力しなればいけなくなる。900万円以上の方は全く引き上がらず、据置きという状況になってしまふので、バランスを考えると、やはり少しでも賦課限度額を引き上げていかなければならぬだろうと考えている。この引上げの幅は、後ほど多分御意見として上がってくるのかなと思っているが、一旦は5万円という形で計算している。

資料の11の2は参考値で、5,000万円ぐらい赤字が税制改正によって広がるのであれば、9,700万円を埋めるプラス5,000万円を埋めなければいけなくなってきたてしまふので、合計すると1億4,000万円ぐらい引き上げないと、赤字解消には追いついてこない。こうしたところを加味して計算するのであれば、均等割ベースでは3,500円、所得割では0.37%くらい引き上げないと、もともと想定していた解消の幅が埋まらない。

ただ、先ほどの質問の中でも触れたが、全て保険料に転嫁してしまうと、もともと引き上げた意味がなくなるというところもあると思うので、あくまでも参考として見ていただければと思う。

資料11の3と資料11の4は、先ほどの資料の11の1と2とセットで見ていただければと思うが、子ども・子育て分を含めて計算をした場合、どれぐらい世帯の方々に影響があるかというところを盛り込んだ数値となる。

資料11の3は、先ほどの11の1に、子ども・子育て保険料の所得割0.28%、均等割1,900円を含んだ場合にどれぐらいになるか示している。賦課限度額については、子ども・子育て分が国から全く示されておらず、今どうしようもない状況である。早めに情報をくれと東京都を通じて国には伝えてはいるが、まだ示されていない。賦課限度額が子ども・子育て分がどうなるかというのは分からぬのだが、黒い太めの線の1つ上が6万1,100円も上がると考えると、先ほどの5万円というのがそこまで乖離しているような状況ではないという印象を受ける。ただ、年ベースで5万円上がるというのはなかなか大きく、900万円の世帯が6万1,000円も上がるというのは、相当苦しいところがあるのは承知しているが、もともとの赤字を埋めていかなければいけないところで、数値として参考で見ていただければと思う。

資料11の4は、税制改正による減収分を折り込んだときに、子ども・子育て分を先ほどの資料に上乗せしたらどれぐらいかという資料である。

賦課限度額について補足で説明させていただくと、ほとんどの市町村は今、法定の数値を採用しており、医療分は、町村も賦課限度額は66万円で法定の数値で、立川市を含めて今3市だけが低いという形である。後期高齢になると7市が法定より低く、介護分でいうと立川市のみ低いという状況になっており、この3つの医療、後期、介護、全て法定より下回っているのは、今、立川市のみという状況である。

【会長】 では、続いて資料12の説明をお願いする。

【収納課長】 まず、資料12の上のグラフ、不納欠損の推移の折れ線グラフの一番上の折れ線、こちらが各年度の全体の不納欠損額で、2番目が不納欠損の理由が無財産のもの、3番目が生活困窮、4番目が所在・財産不明である。

無財産というのは、差押え禁止財産というのが法律で決まっており、それ以外に差押えできる財産がない、あるいは破産によって配当がない、あるいはお亡くなりになって相続人が不存在もしくは相続人全員が相続放棄といったことで、差押えすることはできないというような状態である。

生活困窮は、生活保護になった方、滞納処分をすると生活保護ぎりぎりの方、高齢者、障害者、あるいは要介護の方で、納付する資力が著しく困難、資力の回復が困難というような方が生活困窮となっている。

居所あるいは滞納処分できる財産いずれも不明というのが所在・財産不明である。

生活困窮と所在・財産不明については基本的には大きな変動はなく、若干減少の傾向ということが言える。無財産は、新型コロナウイルスの影響により令和2年度に急激に上昇し、そのまま4年度までは高止まり、そして5年度から減少傾向となって、6年度についてはコロナ前の水準に戻ったと言える。

下のグラフは、差押処分件数の推移で、棒グラフのところが差押件数の各年度合計の推移となっており、一番左の平成31年度が合計で520件、一番右の令和6年度が404件という数値になっている。差押の対象として預貯金を対象としたものが一番上の折れ線グラフである。そして下に、給与、生命保険、不動産、それ以外というところで、こちら

には各年度若干の上下はあるが大きく変動はなく、主に預貯金が全体に与える影響と一致している。

新型コロナウイルスの影響により、令和2年度には納付が困難な場合に1年間先延ばしするという徴収猶予の特例というのが国の方で定められたこともあり、令和2年度については、差押件数もそれに伴って大きく減少している。令和3年度については、そういう特例が終了したこともあり、差押件数が一旦は増加に転じたが、やはりコロナ禍においては差押催告、納付交渉、財産調査、そういう体制がまだ十分とは言えなかつたこともあり、令和4年度には再び差押件数は減少している。令和5年、令和6年度はコロナの影響が収まったところもあり、コロナ前の水準に近いところに戻りつつあると分析している。

裏面は、滞納世帯数と収納率の推移というグラフである。世帯数もコロナの影響で、令和2年度、令和3年度では、特例による徴収猶予あるいは給付金など、コロナ禍の各種支援制度といったものがあり、滞納世帯数は減少していた。令和4年度は、コロナ禍においては催告や財産調査体制がまだ十分とは言えず、支援制度の縮小などもあり、滞納世帯数が増加に転じたのではないかと考えている。その後、令和5年度になり、社会経済活動の回復や生活の安定が出てきているところで、催告や対面での相談・折衝、滞納処分においてもコロナ前のように積極的に行うことができるようになったので、そういうところから大きく減少したものと考えている。6年度は、若干増加はしているが、コロナ前と比べ滞納世帯数合計は低い水準となっており、今後もこの水準を増えることなく減少させていくような形で取り組んでいきたいと考えている。

【会長】 資料7から12までの説明で質問はあるか。

【B委員】 滞納世帯者数と不納欠損の数値が出ているが、この中に外国人は立川の場合は含まれているか。もし含まれているのであれば、どの程度なのか。

【会長】 事務局、お願いする。

【収納課長】 数値として把握はしていないが、一部には外国人の方もいると認識している。

【保険年金課長】若干補足説明させていただくと、過日行われた決算特別委員会でも同じような質問があり、暫定的に調べたが、誰がどれぐらい滞納しているのかというのは、把握はしているのだが、データとして積み上がっておらず、期別に計算されているので、集計するのが難しいところがある。被保険者世帯の世帯主が外国人の方というベースで計算していくと、日本人と外国人を含めて大体滞納世帯は12%ぐらいあるのだが、その外国人の世帯の中でどれぐらいの世帯が滞納しているかというと大体12%ぐらいで、日本人外国人というような差はないように見受けられる。

ただ、来年度の中ではそこのシステム改修も国のほうでは考えており、今後は在留資格の更新の中で保険料をちゃんと納めているかどうかというのも見ていく形になっているので、その辺が変わってくると、また収納率がどうなるのかというのはある。調定ベースではどれぐらいかというと、まだそこは計算しきれていないところではあるので、具体的に計算した場合というのは見えてこないという状況ではあるのだが、立川市の中で滞納が多いどうかというと、そこまでではないのではないかというところである。

【会長】B委員、よろしいか。

【B委員】ありがとうございました。

【会長】ほかに質問はあるか。

【C委員】資料12について、不納欠損の推移が、令和5年度、令和6年度で、令和4年度から比べると下がってきていると説明があった。滞納世帯数の推移は、令和4年度から令和5年度が下がっていて、令和5年度から令和6年度に一旦上がっているというグラフになっている。不納欠損が少なくなれば滞納世帯は減るのかと思ったのだが、増えているのはどういうことか。

2点目で、不納欠損の方というのは、本来、納付義務があるのに保険料を納めていないという状態だと思う。その場合、例えば差押とともに、それを充当するということだと思うのだが、どのくらいまで遡及をしているのか。

【会長】 事務局、2点お願ひする。

【収納課長】 まず1つ目のところで、1世帯当たりの額にもより、必ずしも不納欠損が減ったからといってイコールで滞納世帯が減るのではないと考えている。全体の未納額と滞納世帯数から見ると、5年度と6年度を比較すると1世帯当たりの滞納額が若干増えている。この世帯数の合計分を見ても結構上げ下げがあり、平成31年度、コロナ前と比べると大分減っていて、収納率全体がこの間一貫して上昇しているので、収納率としては上がっているけれども、細かく見ていくと、その年によって1世帯当たりの額が上下するところはあるのかなと考えている。

それから2つ目の質問だが、どこまで遡及をするかという質問であったか。

【C委員】 滞納を過去2年とか過去5年とか過去10年とかずっととか分からぬが、例えば差押をして何らかの形で収入を得られるような事象があったという場合に、時効みたいなものがあるのか。

【収納課長】 国民健康保険料の時効は2年となっている。2年間のうちに、例えば滞納処分をしてということであれば時効が延長されるので、2年以上前の過去のものであっても、差押えという処分をしているので、差し押えた額が完納されるまでは延長される。

【会長】 ほかに質問はあるか。

【D委員】 説明で、物価が上がっていて実質賃金が下がっていて経済状況がよくないといった中で多くの赤字分を解消しなければならなかつたり、想定していなかつた子ども・子育て支援金というものが出てきたりということであった。

物価が上がっていて賃金が下がっていて経済状況がよくない中で値上げをということを考えたとき、やはり国民健康保険制度は生存権を保障していくために大事な制度だと思うので、生活が押し潰される値上げになつてはならないと私は考えている。資料の11で、各階層別の料率案があるが、低所得の方への賦課というのは本当に命取りになるのではな

いかなと心配をしている。

少し上の階層の方からの相談が増えており、非課税ではなく課税世帯の高齢者の方からも相談がすごく増えている。それで見ていくと、例えば300万円の所得の方で11の1の案を見ると44万1,650円となると、保険料を払うために使えるお金が一気に少なくなり、そういうところに、何か入院だったりと費用がかかってくると、かなり窮地に立たされるのではないかなと思う。

【会長】 D委員、質問をお願いする。

【D委員】 そうした生活状況が分かるように、モデル世帯の状況というのを詳しく資料で出していただきたいが、可能か。また、その生活状況についての見解があればお願ひする。

【会長】 生活状況が分かるような資料、モデル世帯というお話なのだが、どのような資料を想定しているか。

【D委員】 以前の国保の運営協議会のときに出ていた、例えば高齢世帯とか、夫婦2人子供2人のモデルの世帯とか、ひとり親家庭とか、こうしたケース別のモデル世帯で、賦課をするとどういう状況になるか、そういう資料である。

【会長】 事務局、12月から1月のこの会議で資料は出るか。

【保険年金課長】 はい。今回の意見を踏まえて、資料を作り、渡す予定である。

【会長】 ほかに質問はあるか。

【E委員】 資料12に関して、滞納の世帯数の推移が出ているが、滞納の額が示されてない。不納欠損の額よりも多いと思うのだが、滞納が多いということは繰入金のほうも増えると考えるが、その辺はいかがか。

【会長】 各年の滞納額が分かればお願いする。もしすぐ出なければ、時間が限られて
いるので、次回の本会でよろしいか。

【E 委員】 大丈夫である。

【保険年金課長】 整理して次回、説明の資料をお出ししたいと思う。

【会長】 それでお願いする。ほかに質問はあるか。

【F 委員】 答申のゴールというのは資料3、前回の答申事項（1）（2）の保険料及び
財政健全化計画だと思う。

その進め方についての質問だが、この表の中にあるこの改定額を改めるという計画を進
めていく上で、ゴールが1月14日になっており、この資料以外に進めていく、その進め
方の中身みたいなものが会長のほうから示されるのか、それとも事務局のほうから示され
るのか、もしくはもうあるのか。その辺のところの計画内容があればお示しいただきたい。

【会長】 私のほうから説明させていただく。

市長の諮問文にあるように、立川市の国民健康保険の財政健全化及び来年度の保険料を
どうするかと諮られている。その前提条件として、今、立川市の国保財政が赤字になっ
ていて、その赤字をどうやって解消しようかというのが財政健全化計画で、昨年度に、令和
21年度までに赤字分を解消するという計画を皆様に議論していただいて決定した。

その計画によると、来年度については9,714万9,000円、この赤字を1年間で解
消したいというものである。この計画自身はもうオーソライズされているものである。今
年度、この計画そのものを変更しようとは考えていない。ただ、この時点では想定し得なか
ったことがある。そういう影響もあるので、そういうものを加味して、次年度の保険料を
計画どおりに引き上げてよろしいかどうかというのを改めて皆様にお諮りしたいというの
が本年度の趣旨だと私は理解している。

今回、事務局が先ほどの資料11で示したのは、この9,700万円を減らすためには、

この程度の保険料にしないといけないというものである。

この後、来年度の保険料をどのようにしていこうかというのを、今日の説明を聞いた上で、皆様はどのように考えるか。それを聞いた上で、来月、12月に事務局がよりきちんとした案を示す予定である。それを改めて見ていただきて議論し、1月に正式決定をしたいというのが今回の流れである。

【F委員】 分かった。資料3に、前回の答申の計画の中の掲げた削減目標及び計画期間の修正が出ているが、現段階での見込みの数値があれば教えていただきたい。今年度のアウトプット上の数値が出てくるとイメージが湧くと思い、そういう数値があれば、途中経過でお知らせいただきたい。

【会長】 確かにこれはあくまで計画上の数値であり、実際のアウトプットあるいは決算の時点の数字とは変わってくるのは当然である。ただ、その数字が固まるのにはタイムラグがある。どの程度縮減されたかというのは決算が行われれば出るので、その時点でお示ししたいと思う。

ほかに質問はあるか。よろしいか。

それでは、質問は以上とさせていただき、各委員より来年度の保険料等について意見をいただきたいと思う。保険料をどうするか、考え方として、こういう方向で考えたらよいのではないかという、その程度で今日の時点はよいので、意見があればお願いする。

【F委員】 制度の持続性と住民負担の適正化ということで我々は提言をするので、そちらの両方を住民負担の目線から納得がいくということをプロセスとして入れていただきたいと思っている。こういうのをやると決めた以上、負担額がこのぐらい減っているという結論も必要だし、例えば特定健診受診率の向上や、重症化予防、重複薬の解消などのそういう医療費の抑制効果のある事業についての、事業ごとのKPIを設けるとか、財政の削減の寄与の見える化というものも必要だし、今のKPIにしても事業レポート、そういうものを協議会の中で反映できればと思う。そういう方向性で持続可能だということを住民目線で分かるようにしてほしい。

【会長】 ほかに意見はあるか。

【C委員】 資料3の計画にのっとってやっていくということであれば、必要な引上げは行うべきではないかと考えている。

資料4で、立川市の場合は都と比べても、現在、均等割、所得割とも低く抑えられているように思う。将来的に都で統一という方向もある中で、ここはやはり乖離が大きいと後々のしわ寄せが大きくなってしまうのではないかと思う。

賦課限度額のところも、立川市だけ突出しており、大きな都で統一という流れがある中では、それに準じた形に速やかに移行するのが、後々急激なしわ寄せにならなくて済むのではないかと考える。

【会長】 賦課限度額、事務局では令和8年度、全体で5万円の引上げという、今日の段階ではあくまで例示だと思うが、この点についても、意見があれば頂戴したい。

【G委員】 私としては、財政健全化計画の実施をすべきと思う。今年度凍結するというような判断は難しいと考える。計画をつくるときの前提になかった税制改正減収分や子ども・子育て支援金分、これはもう想定に入れないという形で算出をしていただきたいと思う。

賦課限度額は、私は早急に他市水準にすべきと思うので、5万円でなく6万円、それでも今まだ決まってはいないが、予測するところでは1万円の遅れがでそうだという想定もあるので、6万円にすべきではないかと思う。

確かに事務局案の5万円は結構なインパクトだと思う。若い人の生活にとっては大きいとは思うが、早急に財政健全化を進めていくという意味では必要な措置ではないかと考えている。

【H委員】 私は賦課限度額についてはやむを得ないと思う。5万円は、従来に比べれば非常に引上げが大きいが、それはやむを得ないと思う。ただ保険料については、物価高騰が大変であり、引上げは難しいのではないかと個人的には思う。

子育て支援金あるいは税制改正の影響というの、この段階で、実態もまだつかめない

ところがあるが、保険料に賦課するのは難しいのではないかと思う。

【会長】 ほかに意見はあるか。

【I 委員】 財政健全化は喫緊の課題であるし、何とかしていかないと、持続可能ではなく崩壊してしまうという可能性があり、私はすごく危機感を持っている。

前年度の間にもいったが、医療費を削減するための健康診断といった働きかけをするとか、市としてもそのあたりのことには注力をして努力をしながら、賦課限度額の5万増というの仕方がないと私は思う。保険料の値上げは、市の医療費がかからないようにする努力も引き続きやりながら、持続可能のためには、やむを得ないと思う。そこは納得いく数字を出すしかないとは思うのだが、保険料の負担を上げていくというのは、持続可能のためには仕方がない部分である。市側の医療費がかからないような努力も併せて、引き続きお願いしたい。

【会長】 本日はこの程度にとどめたいと思う。次回はもっと具体的な金額になってくると思うが、一人一人、皆様から意見を頂戴するので、よろしくお願いしたい。次回も引き続き財政健全化及び保険料について審議するので、本日使用した資料を忘れずにお待ちいただきたい。それから、請求のあった滞納額の各年部分、それも次回、事務局にお願いする。最後にその他として、次回以降の日程について説明をお願いする。

【業務係長】 次回、第4回は12月17日水曜日に、場所は同じ101会議室で開催する。また、5回は年明け1月14日水曜日の開催を予定している。

【会長】 それでは、本日予定された議題は以上となるので、国民健康保険運営協議会を終了させていただく。

—— 了 ——